□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

最低賃金を引き上げよう!

今すぐ 時給1,000円に!

誰もが安定した生活を送れるように早急に時給1,000円を実現しよう!

最低賃金とは

日本には最低賃金法という法律があって、賃金の最低額が保障されています。具体的には、地域別最低賃金により都道府県ごとに最低賃金が定められています。正社員、契約社員、パート、アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、国籍を問わず、日本で働く全ての労働者に適用されます。使用者は、労働者に対して、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

なお、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について特定最低賃金が設定されている場合があります。

最低賃金の現状

2016年度の地域別最低賃金は、全国加重平均で時給823円。週40時間働いた場合には、月収約14万3000円、年収約172万円。賃金から社会保険料や税金が控除されるので、手取りの金額はもっと少なくなります。

全国加重平均 823円

(週40時間働いた場合)

月収 約14万3千円

年収 約172万円

地域別最低賃金時間額(2016年度)

北海道	786円	東京	932円	滋賀	788円	香川	742円
青森	716円	神奈川	930円	京都	831円	愛媛	717円
岩手	716円	新潟	753円	大阪	883円	高知	715円
宮城	748円	富山	770円	兵庫	819円	福岡	765円
秋田	716円	石川	757円	奈良	762円	佐賀	715円
山形	717円	福井	754円	和歌山	753円	長崎	715円
福島	726円	山梨	759円	鳥取	715円	熊本	715円
茨城	771円	長野	770円	島根	718円	大分	715円
栃木	775円	岐阜	776円	岡山	757円	宮崎	714円
群馬	759円	静岡	807円	広島	793円	鹿児島	715円
埼玉	845円	愛知	845円	山口	753円	沖縄	714円
千葉	842円	三重	795円	徳島	716円	全国加重平均	823円

最低賃金はどう決められるの?

毎年、厚生労働省の中央最低賃金審議会と各都道府県の審議会で議論されます。審議会は、労働者を代表する委員(労働組合の役員等)、経営者を代表する委員(経営者団体の役員等)、中立的な立場の委員(学者や弁護士等)の三者で構成されます。

各都道府県の審議会は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして意見をまとめ、その意見を踏まえて各都道府県の労働局長が金額を決定します。ただ、実際としては、ほぼ中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安どおりに決定されています。

中央審議会 目安の提示 → 都道府県審議会 最低賃金の審議 → 労働局長 金額を決定

国際的に見ると低い日本の最低賃金

最低賃金の定め方は国によって違いますが、他の先進国と比較すると、日本の最低賃金は低くなっています。「フルタイム労働者の賃金(中央値)を100とした場合の最低賃金の割合」の国際比較でも、日本は40%と最低に近いランクになっています。国連の勧告でも、日本の最低賃金について、その平均水準の低さに対する懸念が示されています(2013年5月採択 社会権規約委員会「日本の第3回定期報告に関する総括所見」)。

時間あたりの賃金

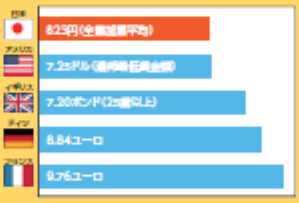

2017年1月調査

フルタイム労働者の賃金(中央値)を100とした場合の最低賃金の割合

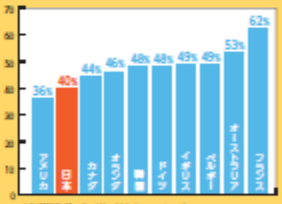

OECD報告データ http://stats.oecd.org/

どうして日本の最低賃金は低いのか

かつて最低賃金で働く人の多くは、主婦パートや学生アルバイト等、家計の補助として働く非正規労働者でした。家庭には正社員である男性の稼ぎ手がいることが多かったため、最低賃金の低さが深刻な問題として十分には認識されていませんでした。

また、日本の地域別最低賃金の金額決定の考慮要素には、「労働者の生計費及び賃金」のほか、諸外国には見られない「通常の事業の賃金支払能力」が法律で定められており、これを根拠に、審議会で経営者を代表する委員が引上げに反対してきたという事実があります。

JFBA 日本弁護士連合会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 ☎03-3580-9841(代)

□□□□

□□□

□□□

□□□

□□□

２０１７（平成２８）年1月１２日

各位

ヤミ金融被害対策埼玉弁護団
団　　長　　中　山　福　二

「ギャンブル依存の問題」について勉強会開催のご案内

前略　当会会員の皆様方におかれましては、日頃からヤミ金融被害対策埼玉弁護団の諸活動にご理解をいただきまして、心からの感謝を申し上げます。

ところで、ヤミ金融被害対策埼玉弁護団では、昨今の社会情勢におけるヤミ金融問題・多重債務問題・貧困問題などについて、２００２年から１４年間取り組んできましたが、この度、「ギャンブルに問題を持つ人の回復施設」認定ＮＰＯ法人ワンデーポートのお二人をお招きして、「ギャンブル依存の問題」に関する勉強会を開催することになりました。

ＮＰＯ法人ワンデーポートは、１６年にわたり、横浜などを拠点として「過度のギャンブルに陥る」人々に対する支援に第一線で尽力されてきましたが、昨今の「カジノ法案」の成立などの社会情勢の中で、「ギャンブル依存症」に関する個別的な救済・更生活動や社会的な啓蒙活動は、日に日に重要性を増しています。

今回の勉強会は、多方面にわたりご活躍されている皆様が非常に問題意識を持っている分野で、かつ時期を得たテーマに関するものですので、是非、多数の皆様に勉強会へご参加いただいて、「ギャンブル依存の問題」を考える機会にしていただきたく、下記の通りご案内申し上げます。

記

日　時　：　２０１７年1月３１日（火曜日）１８時３０分～２０時ごろ
場　所　：　さいたま共済会館　６階　６０２室
講　師　：　認定ＮＰＯ法人　ワンデーポート　施設長　中村努　氏
　　浦和まはろ相談室　代表　精神保健福祉士　高澤和彦氏
　　（ワンデーポート家族個別相談担当）

なお、参加につきましては、以下に氏名を記入し、ＦＡＸでお申込み下さい。
皆様のご参加をお待ちしております。（参加費無料）

以上

ＦＡＸ　０４８－８２５－００５９

勉強会に参加する方の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属団体　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□3□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

1/28 □□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□...
□□□□□□□□...□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

JFBA 日本弁護士連合会

バス事故はなぜ？
繰り返される事故の原因と対策を考える

2016年1月15日，長野県の軽井沢町の国道において，大学生等を乗せた大型スキーバスが，道路脇に転落し，乗員・乗客41人中15人が亡くなるという悲惨な事故が発生し，1年が経ちました。

2012年4月に関越自動車道において46人が死傷した事故等，以前にもバス事故が発生し，国による再発防止策が検討されてきたにもかかわらず，再び事故が繰り返されてしまいました。

背景には，バス業界，トラック業界及びタクシー業界等の規制緩和による過当競争，コスト削減に伴う労働者の労働条件の悪化等の影響があることが指摘されています。

今回の集会では，交通労働の研究者，ゼミ生を亡くされた尾木直樹教授，事故を取材した記者，労働現場の方，国土交通省担当官等をお招きして，今後このような悲惨な事故が二度と繰り返されることのないよう，原因と対策等について，みなさんと一緒に考えたいと思います。多くの皆様の御参加をお待ちしております。

プログラム（予定）

◆基調講演：川村雅則氏（北海学園大学教授）
「繰り返されるバス事故と，その背景を考える～交通労働の改善に向けて」
◆尾木直樹氏（法政大学教職課程センター長・教授）からの発言
◆宮原修平氏（ＮＨＫスペシャル「そしてバスは暴走した」担当記者）からの報告
◆労働現場からの報告
◆国土交通省担当官からの報告

参加費・事前申込不要

2017年1月28日（土）
13:30～ 16:30

弁護士会館2階講堂「クレオ」BC

アクセス（交通案内）
地下鉄丸ノ内線 霞ヶ関駅（B1-b出口）から徒歩1分
地下鉄日比谷線 霞ヶ関駅（B1-b出口）から徒歩1分
地下鉄千代田線 霞ヶ関駅（B1-b出口）から徒歩1分
地下鉄有楽町線 桜田門駅（5番出口）から徒歩8分
地下鉄日比谷線 日比谷駅（A14，A10出口）から徒歩10分
地下鉄千代田線 日比谷駅（A14，A10出口）から徒歩10分
都営三田線 日比谷駅（A14，A10出口）から徒歩10分

※当連合会では，本シンポジウムの内容を記録し，また，成果普及に利用するため，会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は，当連合会の会員向けの書籍のほか，当連合会のホームページ，パンフレット，一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。また，報道機関による取材が行われる場合，撮影された映像・画像はテレビ，新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は，当日，担当者にお申し出ください。

主催：日本弁護士連合会　お問い合わせ：日本弁護士連合会人権部人権第一課　TEL03-3580-9857

1/24□□□

第8回 公正な税制を求める市民連絡会学習会

拡大する住まいの貧困と住宅セーフティネット

「住居は暮らしの器」と言われるように、適切な居住こそが幸せを実現します。ところが、社会全体が貧困で住居が確保できなければ、「住居が無く、生きていけない」状況に陥ることになります。高度経済成長を経て豊かな社会を実現したはずでしたが、バブル経済崩壊後の四半世紀は日本社会では人々がいとも簡単に「住居が無く、生きていけない」状況に陥ることを示しています。

本学習会では、居住の本質に立ち返り「居住福祉」の実態とわが国が居住福祉に充てられるべき財政のあり方を学習します。ぜひ、ふるってご参加ください。

講師 **稲葉 剛**氏

一般社団法人つくろい東京ファンド
代表理事、
立教大学大学院特任准教授

資料代 500円（経済的に困難な方は無料）

日時 2017年
1/24（火）
18:30～21:00（開場18:00）

会場 **主婦連合会会議室**
（主婦会館プラザエフ3階）
●JR四ツ谷駅麹町口前（歩1分）
●地下鉄南北線／丸の内線四ツ谷駅（歩3分）

主催 **公正な税制を求める市民連絡会**

事務局連絡先　弁護士　猪股正
さいたま市浦和区岸町7-12-1東和ビル4階　埼玉総合法律事務所　TEL048-862-0355　fax048-866-0425

DESIGNED BY MIXRX

□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□→□□□□

埼玉新聞　2016年（平成28年）12月19日（月曜日）
【新聞定価1カ月2983円（本体価格2762円＋消費税221円）】1部売り110円　（第3種郵便物認可）

生活苦でも差し押さえ

「公平性保つ手段」自治体
「経済状況配慮を」専門家

地方税や国民健康保険税（国保税）などを滞納した住民に対し、自治体が財産を差し押さえたり、一括返還を迫る徴収が行われ、生活が困窮して精神的に追い詰められているケースが出ている。「税の公平性を保つ手段」として自治体に認められている権限だが、滞納者への徴収は個々の事情に応じた柔軟な対応が求められる。専門家らは「経済状況に配慮すべき」と話している。（岩崎歩）

地方税などの滞納

■届いた通知書

「夫が倒れたら生きていけない。一日一日をただ生きているだけ」。さいたま市の60代女性はつぶやいた。建設会社に勤務する60代の夫と2人暮らし。手取りで約28万円だが、2010年ごろから会社の経営が悪化、一時的に給与が滞った。国保税や住民税を払えず、気付けば延滞金を含め滞納額は300万円超になった。

今年3月、さいたま市債権回収課から「差押事前通知書」が届いた。担当者から月々16万円の支払いを迫られ、払えない場合は給与から20万円の差し押さえに同意する押印を求められた。生活状況は聴取されず、分納も認められなかった。担当者から夫の会社に連絡が行き、7月分から12万7千円が差し押さえられた。

7万円の家賃を合わせて月々約20万円がなくなる。光熱費が払えず、毎回のように督促状が届く。給与前は冷蔵庫の中が空っぽ。女性は高血圧で服薬していたが、病院に行く回数も控えている。「病気になっても病院にも行けない。私たちは死んでも関係ないのでしょうか」

同市北区の新聞配達員男性（68）も25万円の月給から6万円を差し押さえられる。妻（51）は自宅に引きこもりがちで、男性の収入だけが頼り。無年金のため、将来の不安は尽きない。

01年、上司の頼みを引き受けて連帯保証人になったことで、後に返済義務を負った。生活が困窮し、国保税を滞納。月々1万～2万円の分納を続けてきたが、09年に市債権回収課から一括返還か月5万円以上の支払いを求められた。

厳しい生活状況を伝えても、聞き入れられず、滞納額は約131万円に膨れ上がった。妻には「自分が倒れたら、俺のことは放っておいてほしい」と伝えてある。「払えない自分が悪いのは分かっているが、どうか血の通った対応をしてほしい」と訴えた。

■徴収の強化

市収納対策課によると、15年度の差し押さえ件数は国保税で2478件、その他の市税で5073件。5年前の約4倍で、国保税を除く15年度の徴収率は96・7％になった。同課は「財産を調査した上で、法に基づき対応をしている」と回答。中には、資産があるにもかかわらず税金を納めない悪質なケースもあるという。「苦しいながらも税を納めている人もおり、税の公平性を保つための手段として差し押さえを行っている」とした。

自治体による徴収が強化した背景の一つが、07年度に実施された国から地方への税源移譲。徴収率がすぐに財政に影響するようになったため、さいたま市以外でも全国の各自治体が徴収に躍起になった。しかし、病気や失業などで払えない状況に陥る場合も。総務省は「滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に務めてほしい」としている。

反貧困ネットワーク埼玉の猪股正弁護士によると、滞納者からの相談が年々増加傾向にあるという。「行き過ぎた取り立てで生活が破綻し、生存権が守られていない。生活が困窮している人に対しては画一的な方法ではなく、（自治体は）福祉とつなげる役割を持つべき」と疑問視する。

「住民税の課税世帯でも厳しい生活を送っている人が増えている」。地方税制に詳しい埼玉大学大学院の高端正幸准教授は貧困世帯が増加している現状を指摘する。その上で、「ルール上、自治体が税を徴収せざるを得ないのも事実だが、個々の経済状況にも当然配慮すべき。根本的な問題は困窮世帯に対する社会保障が機能していないことだ」と話した。

「払えない自分が悪い。でも親身に相談に乗ってほしかった」と話す新聞配達員の男性＝19日、さいたま市内

あす無料電話相談

地方税や国民健康保険税を滞納する人に対して、自治体による差し押さえが強化されていることから、滞納者を対象とした無料電話相談「税・国保・滞納・差押ホットライン」（0120・022052）が20日午前10時～午後8時に実施される。

中央社会保障推進協議会が主催。埼玉では反貧困ネットワーク埼玉に所属する弁護士らが相談に応じ、生活の立て直しを支援する。

同ネットワークによると、自治体による差し押さえで、病院に行けなくなるなど、生活が困窮する実態が多く見受けられるという。2009年度から14年度までの国保税滞納世帯は全国で445万世帯から336万世帯に減少しているものの、差し押さえ件数は約18万件から約27万件と1・5倍に増加している。担当弁護士は「困っている方は気軽に相談してほしい」と話している。

給与の差押に関する承諾書

平成　　年　　月　　日

さいたま市長　様

住所

氏名

私は、下記の会社に対して有する平成２８年３月以降分の給料（扶養手当、時間外手当、宿直手当等を含む）支払請求権を差し押えられることについて異議なく、毎月の給料のうち、月額２００，０００円の額を滞納金額に満つるまで差押えを受けることを承諾します。

（会社住所）

（会社名）

12/20 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

税金・国保料

無料電話相談

滞納・差押ホットライン【全国一斉】

社会保障の国民負担増、サービス削減が進められ、貧困と格差が拡大するもとで、「高すぎる国保料」や「税金」等を払えず、「差押」により生活が困窮し、いのちと暮らしが脅かされる事態が進行しています。「給料のほぼ全額が差し押さえられ」などの声が次々にあがっています。

滞納者の督促状に「強制捜索」を明記したチラシが同封される、差押により自殺者も出るなど、自治体の一括返還をせまる強引な徴収がおこなわれています。特に、国保料の滞納による「差押」は激増しています。

滞納・差押問題について、各地の実態をさらに把握し、滞納・差押についての全国相談活動を実施します。

相談は無料です。ぜひ、お気軽にご相談ください。

◆相談日

2016年 **12月20日（火）10時－20時**

◆相談窓口（フリーダイヤル）…お近くの相談窓口につながります。

0120-022052

◆取組団体：中央社会保障推進協議会

〒110-0013　東京都台東区入谷1-9-5　日本医療労働会館 5F　TEL 03-5808-5344　FAX 03-5808-5345

（共催）生活保護問題対策全国会議　大阪市北区西天満3-14-16－3号館7Fあかり法律事務所内

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会　神戸市中央区東川崎町1-3-3-10F　神戸合同法律事務所内

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会会議　東京都中央区日本橋本町4-8-17-1005　あきやま司法書士事務所内

埼玉県での取組団体（共催）

反貧困ネットワーク埼玉　　埼玉県社会保障推進協議会

E-mail:k25@shahokyo.jp

※メールでのご相談は左記のアドレスをご利用下さい。